

大 村 市 地 域 防 災 計 画

大 村 市 水 防 計 画

(令和 6 年修正)

大 村 市 防 災 会 議

【 目 次 】

—— 地 域 防 災 計 画 編 ——

第1編 総 則

第1章 計画の方針	総— 1 (1)
第 1 節 計画の目的	総— 1 (1)
第 2 節 計画の性格・範囲	総— 1 (1)
第 3 節 防災の基本理念	総— 2 (2)
第 4 節 計画の習熟	総— 2 (2)
第2章 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱	総— 3 (3)
第3章 大村市の概況	総— 8 (8)
第 1 節 自然条件	総— 8 (8)
第 2 節 社会条件	総— 10 (10)
第4章 計画の前提	総— 12 (12)
第 1 節 総 説	総— 12 (12)
第 2 節 風水害の想定	総— 12 (12)
第 3 節 地震・津波被害の想定	総— 13 (13)

第2編 災害予防計画編

第1章 災害に強い人・組織づくり	予防— 1 (25)
第 1 節 防災知識の普及	予防— 1 (25)
第 2 節 防災訓練	予防— 2 (26)
第 3 節 自主防災組織等の育成	予防— 3 (27)
第 4 節 施設・学校等における防災体制づくり	予防— 5 (29)
第 5 節 防災のための調査研究	予防— 7 (31)
第2章 災害に強いまちづくり	予防— 8 (32)
第 1 節 市街地等の整備	予防— 8 (32)
第 2 節 公共施設等の耐震・耐火構造化の推進	予防— 8 (32)
第 3 節 危険物貯蔵施設等の整備	予防— 9 (33)
第 4 節 ライフライン関連施設等の機能維持	予防— 10 (34)
第 5 節 道路（橋りょう）等の整備	予防— 12 (36)
第 6 節 鉄道施設の整備	予防— 12 (36)
第 7 節 河川等の整備	予防— 13 (37)
第 8 節 港湾・漁港等の整備	予防— 14 (38)

第 9 節	崖、ブロック塀等の崩・倒壊防止対策		予防—14(38)
第10節	落下物等の防止対策		予防—14(38)
第11節	液状化対策		予防—15(39)
第12節	津波浸水対策		予防—15(39)
第13節	土砂災害対策		予防—15(39)
第14節	河川の浸水対策		予防—17(41)
第15節	火災予防		予防—20(44)
第3章	応急活動体制の整備		予防—23(47)
第 1 節	防災拠点の整備		予防—23(47)
第 2 節	情報収集・伝達体制の整備		予防—23(47)
第 3 節	災害時の相互協力・応援体制の整備		予防—24(48)
第 4 節	業務継続体制の確立		予防—24(48)
第4章	消防・救助・応急医療体制の整備		予防—25(49)
第 1 節	消防・救助体制の整備		予防—25(49)
第 2 節	応急医療体制の整備		予防—26(50)
第5章	救援体制の整備		予防—28(52)
第 1 節	避難体制の整備		予防—28(52)
第 2 節	備蓄体制の整備		予防—29(53)
第 3 節	生活救援体制の整備		予防—30(54)
第 4 節	要配慮者支援体制の整備		予防—31(55)
第 5 節	緊急輸送路の整備		予防—32(56)

第3編 災害応急対策計画編

第1章	風水害対策計画		風水害— 1(57)
第 1 節	応急活動体制		風水害— 1(57)
第 2 節	情報・通信		風水害—18(74)
第 3 節	広報及び広聴活動		風水害—29(85)
第 4 節	広域応援活動		風水害—30(86)
第 5 節	自衛隊の派遣要請		風水害—31(87)
第 6 節	長崎県防災ヘリコプター派遣要請		風水害—35(91)
第 7 節	水防活動		風水害—35(91)
第 8 節	救急・救助活動		風水害—36(92)
第 9 節	避難対策		風水害—38(94)
第10節	応急医療救護		風水害—40(96)
第11節	災害警備		風水害—42(98)

第 1 2 節	緊急輸送		風水害—4 3 (9 9)
第 1 3 節	飲料水、食糧、生活必需品等の供給		風水害—4 5 (1 0 1)
第 1 4 節	ライフライン・通信等の応急対策		風水害—4 8 (1 0 4)
第 1 5 節	公共施設等の応急対策		風水害—5 9 (1 1 5)
第 1 6 節	遺体の捜索・収容及び埋・火葬		風水害—6 1 (1 1 7)
第 1 7 節	環境・保健衛生対策		風水害—6 3 (1 1 9)
第 1 8 節	障害物の除去対策		風水害—6 5 (1 2 1)
第 1 9 節	災害の拡大防止・二次災害防止対策		風水害—6 6 (1 2 2)
第 2 0 節	応急住宅対策		風水害—6 9 (1 2 5)
第 2 1 節	農林水産業施設等の応急対策		風水害—7 1 (1 2 7)
第 2 2 節	文教応急対策		風水害—7 1 (1 2 7)
第 2 3 節	労務供給		風水害—7 4 (1 3 0)
第 2 4 節	被害等に関する報告		風水害—7 5 (1 3 1)
第 2 章	地震災害対策計画		地震災害— 1 (1 3 8)
第 1 節	応急活動体制		地震災害— 1 (1 3 8)
第 2 節	情報・通信		地震災害—1 8 (1 5 5)
第 3 節	広報及び広聴活動		地震災害—2 7 (1 6 4)
第 4 節	広域応援活動		地震災害—2 8 (1 6 5)
第 5 節	自衛隊の派遣要請		地震災害—2 9 (1 6 6)
第 6 節	長崎県防災ヘリコプター派遣要請		地震災害—3 3 (1 7 0)
第 7 節	消防活動		地震災害—3 3 (1 7 0)
第 8 節	救急・救助活動		地震災害—3 4 (1 7 1)
第 9 節	帰宅困難者対策		地震災害—3 6 (1 7 3)
第 1 0 節	避難対策		地震災害—3 7 (1 7 4)
第 1 1 節	応急医療救護		地震災害—3 9 (1 7 6)
第 1 2 節	災害警備		地震災害—4 1 (1 7 8)
第 1 3 節	緊急輸送		地震災害—4 2 (1 7 9)
第 1 4 節	飲料水、食糧、生活必需品等の供給		地震災害—4 5 (1 8 2)
第 1 5 節	ライフライン・通信施設等の応急対策		地震災害—4 8 (1 8 5)
第 1 6 節	公共施設等の応急対策		地震災害—6 0 (1 9 7)
第 1 7 節	遺体の捜索・収容及び埋・火葬		地震災害—6 2 (1 9 9)
第 1 8 節	環境・保健衛生対策		地震災害—6 3 (2 0 0)
第 1 9 節	障害物の除去対策		地震災害—6 6 (2 0 3)
第 2 0 節	災害の拡大防止・二次災害防止対策		地震災害—6 7 (2 0 4)
第 2 1 節	応急住宅対策		地震災害—7 0 (2 0 7)
第 2 2 節	農林水産業施設等の応急対策		地震災害—7 2 (2 0 9)
第 2 3 節	文教応急対策		地震災害—7 2 (2 0 9)
第 2 4 節	労務供給		地震災害—7 5 (2 1 2)
第 2 5 節	被害等に関する報告		地震災害—7 6 (2 1 3)

第3章 特殊重大災害対策計画		特殊—	1 (2 2 0)
第 1 節 特殊重大災害の種類		特殊—	1 (2 2 0)
第 2 節 応急活動体制の確立		特殊—	1 (2 2 0)
第 3 節 情報収集・伝達		特殊—	2 (2 2 1)
第 4 節 応急対策活動の実施		特殊—	2 (2 2 1)
第 5 節 航空機災害応急対策		特殊—	3 (2 2 2)
第 6 節 原子力災害対策		特殊—	4 (2 2 3)

第4編 災害復旧・復興計画編

第1章 災害復旧計画		復旧復興—	1 (2 2 5)
第 1 節 民生安定のための緊急措置		復旧復興—	1 (2 2 5)
第 2 節 ライフライン施設の復旧		復旧復興—	4 (2 2 8)
第 3 節 公共施設等の復旧		復旧復興—	6 (2 3 0)
第 4 節 学校・教育施設等		復旧復興—	7 (2 3 1)
第2章 災害復興計画		復旧復興—	8 (2 3 2)
第 1 節 復興体制		復旧復興—	8 (2 3 2)
第 2 節 復興計画の作成		復旧復興—	8 (2 3 2)
第 3 節 復興計画の推進		復旧復興—	8 (2 3 2)

水 防 計 画 編

第1章 総 則		水防一	1 (2 3 3)
第 1 節 水防の責任		水防一	1 (2 3 3)
第 2 節 津波に対する留意事項、安全配慮		水防一	2 (2 3 4)
第2章 水防組織		水防一	3 (2 3 5)
第 1 節 水防本部組織		水防一	3 (2 3 5)
第 2 節 水防事務分掌		水防一	4 (2 3 6)
第3章 重要水防区域・水防箇所		水防一	5 (2 3 7)
第 1 節 重要水防区域		水防一	5 (2 3 7)
第 2 節 重要水防箇所		水防一	6 (2 3 8)
第4章 水防警報等を行う河川		水防一	7 (2 3 9)
第 1 節 国が水防警報等を行う河川		水防一	7 (2 3 9)
第 2 節 長崎県知事が水防警報等を行う河川		水防一	7 (2 3 9)
第5章 水防警報・水位周知		水防一	8 (2 4 0)
第 1 節 水防警報の種類・内容及び発表基準		水防一	8 (2 4 0)
第 2 節 通報・連絡		水防一	9 (2 4 1)
第6章 気象・観測		水防一	1 0 (2 4 2)
第 1 節 気象情報		水防一	1 0 (2 4 2)
第 2 節 水防活動の利用に適合する注意報・警報		水防一	1 0 (2 4 2)
第 3 節 水位の通報		水防一	1 1 (2 4 3)
第7章 水防施設及び輸送		水防一	1 2 (2 4 4)
第 1 節 水防倉庫及び水防資器材		水防一	1 2 (2 4 4)
第 2 節 輸送の確保		水防一	1 2 (2 4 4)
第8章 浸水想定区域及び洪水ハザードマップ		水防一	1 3 (2 4 5)
第9章 水防活動		水防一	1 6 (2 4 8)
第 1 節 水防巡視		水防一	1 6 (2 4 8)
第 2 節 水防非常配備と出動		水防一	1 7 (2 4 9)
第 3 節 水防作業		水防一	1 8 (2 5 0)
第 4 節 堰堤（取水堰）ため池の操作		水防一	2 1 (2 5 3)
第 5 節 警戒区域の指定		水防一	2 1 (2 5 3)
第 6 節 避難・立退き		水防一	2 2 (2 5 4)

第 7 節 水防解除		水防— 2 2 (2 5 4)
第 8 節 水防顛末報告		水防— 2 2 (2 5 4)
第 1 0 章 水防信号・標識等		水防— 2 3 (2 5 5)
第 1 節 水防信号		水防— 2 3 (2 5 5)
第 2 節 水防標識		水防— 2 3 (2 5 5)
第 1 1 章 協力及び応援		水防— 2 4 (2 5 6)
第 1 節 河川管理者の協力		水防— 2 4 (2 5 6)
第 2 節 水防管理団体相互の応援及び相互協定		水防— 2 4 (2 5 6)
第 3 節 自衛隊の派遣要請		水防— 2 4 (2 5 6)

資料編

I	用語の解説	資一	1 (2 5 7)
II	関係法令・条例等	資一	7 (2 6 3)
III	大村市の現況	資一	1 5 (2 7 1)
IV	災害統計資料等	資一	2 9 (2 8 5)
V	各種通信設備の状況等	資一	4 1 (2 9 7)
VI	関係機関等	資一	4 4 (3 0 0)
VII	情報(伝達)系統	資一	4 6 (3 0 2)
VIII	指定避難所等	資一	5 0 (3 0 6)
IX	災害備蓄品等	資一	5 6 (3 1 2)
X	危険箇所等	資一	5 9 (3 1 5)
X I	様式類	資一	8 4 (3 4 0)
X II	県に対する報告・要請	資一	1 0 4 (3 6 0)
X III	各種協定一覧	資一	1 1 6 (3 7 2)